

広島県がん登録資料利用の申出について

次のとおり、提供依頼申出者から2通の申出文書を受領し、広島県がん登録資料利用審査委員会にて審査を実施した。

【申出番号 1901】

提供依頼申出者：公益財団法人放射線影響研究所 疫学部腫瘍登録室室長 篠塚 徳子
申出者の別：法第18条（都道府県知事による利用等）
概要：広島県からの全国がん登録推進事業の委託業務として、年次報告書である「広島県のがん登録（2016年集計）」のとりまとめを行うための申出

※資料利用審査委員会において指摘事項なし

【届出番号 1902】

提供依頼申出者：公益財団法人放射線影響研究所 理事長 丹羽 太貫
申出者の別：法第21条8項（がんに係る調査研究を行う者への提供（匿名化がされていない情報））
概要：放射線影響研究所の調査対象集団で発生する、腫瘍の原爆放射線リスクを明らかにするための研究に用いることを目的として、主要診断情報を全国がん登録から取得するための申出

※資料利用審査委員会における指摘事項を修正中

（資料利用審査委員会指摘事項）

- ・適切な情報公開、拒否の機会保障・その様式の準備等を講ずることの確認ができていないため、公開文書案などを提出すること。
- ・将来的に実施する調査研究方法について追記すること。
- ・研究結果の開示予定を追記すること。

広島県がん登録推進事業資料利用審査委員会設置要領

(目的)

第1条 がんの予防の推進並びにがん医療の向上及び評価を総合的に実施する体制を整備し、県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため、「広島県地域がん登録システム推進事業実施要領」第3条(1)に規定する資料利用審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議内容)

第2条 委員会は、地域がん登録事業において収集された登録情報の利用に関する事項について基準を定め、当該申請に係る登録資料の利用の可否について協議する。

2 委員会は、全国がん登録事業において収集された登録情報の利用に関し、知事から意見を求められた際に、当該申請に係る登録資料の利用について協議する。

(構成員)

第3条 委員会は、別表の区分ごとに団体から推薦された委員等で構成し、委員の中から委員長1名及び副委員長1名を互選する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、広島県健康福祉局がん対策課に置く。

附 則

この要領は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月30日から施行する。

別 表

| 構 成 団 体 等 | |
|-----------|---------------------|
| 1 | 一般社団法人広島県医師会 |
| 2 | 広島大学大学院医系科学研究科分子病理学 |
| 3 | 公益財団法人放射線影響研究所 |
| 4 | 個人情報保護に関する学識経験者 |
| 5 | 広島県健康福祉局 |